

| OUV<br>の属性   | 要素のグループ／要素   | 保全に必要な要素  | 保存管理の方向性  | 保存管理の方法  | 関係法令  |   |   |
|--|--|---|---|--|---|---|---|
| 信仰<br>属性<br>1<br>の対象   | <p>■ <b>馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士山域・山頂の信仰遺跡群</li> <li>・ 登山道</li> </ul> </li> <li>◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)</li> <li>◆ 信仰に関する展望 (遥拝)</li> <li>◆ 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性</li> </ul> | <p>36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持する。</li> <li>➢ 各構成資産及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。</li> <li>➢ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。</li> <li>➢ 現在に引き継がれる信仰関連の伝統的な神事を継承する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地質・地形、植生、信仰関連の人為的な地形・施設、石造物等は、現状維持を基本とした保存管理を行う。</li> <li>➢ 土地の形状や地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。</li> <li>➢ 土地の掘削を行う場合は、試掘・確認調査を実施したうえで発掘調査を行い、発見された遺構・遺物の保存・整理を行う。</li> <li>➢ 山小屋・休憩施設の改修等は、位置・規模・形態・色彩等の観点から、風致景観に配慮する。</li> <li>➢ 落石防護壁等の人工建造物の設置に当たっては、展望景観との調和に十分配慮する。</li> <li>➢ 山域の山林については、風致景観に配慮した維持管理を行う。</li> </ul> | <p>自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>   |   |   |
|  | <p>■ <b>浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浅間神社の境内・社殿群</li> <li>・ 御師住宅</li> </ul> </li> <li>◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)</li> <li>◆ 信仰に関する展望 (遥拝)</li> <li>◆ 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性</li> </ul>                     |   |   | <p>36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持する。</li> <li>➢ 各構成資産及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。</li> <li>➢ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。</li> <li>➢ 現在に引き継がれる信仰関連の伝統的な神事を継承する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 信仰関連の人為的な地形、湧水等の自然物、社殿等の建築物や鳥居等の工作物、参道、地下に埋蔵されている遺構・遺物については、現状維持に努める。</li> <li>➢ 土地の形状・土壌の性質変更、木竹の伐採、植物の採取等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。</li> <li>➢ 建築物及び工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害を厳しく規制する。土地の掘削を行う場合は、必要に応じて発掘調査を行い、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。</li> <li>➢ 神聖で厳粛な境内の雰囲気を保持するため、現在の景観を維持するよう保護・保全を図る。</li> </ul> | <p>自然公園法 (北口本宮富士浅間神社、富士御室浅間神社を対象) との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>   |
|  | <p>■ <b>霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹形・湖沼・湧水地・滝・海浜</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖沼・湧水地</li> <li>・ 溶岩樹形・風穴</li> <li>・ 滝</li> <li>・ 海浜</li> </ul> </li> <li>◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)</li> <li>◆ 神聖な雰囲気・精神性</li> </ul>              |   |   |  |   | <p>36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持する。</li> <li>➢ 各構成資産及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。</li> <li>➢ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。</li> <li>➢ 現在に引き継がれる信仰関連の伝統的な神事を継承する。</li> </ul> |
| <p>■ <b>芸術の源泉となった展望地点・展望景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>芸術に関する展望</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観</li> <li>・ 三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観</li> </ul> </li> </ul> | <p>36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 視点場としての展望地点とその周辺を良好に維持する。</li> <li>➢ 富士山域を中心とする資産全体との距離、その間に介在する地形・土地利用形態などを十分考慮しつつ、良好で望ましい展望景観を維持する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地形・植生の維持・保全及び展望地点とその周辺を、属性に配慮した良好な状態で維持する。</li> <li>➢ 地形・植生の維持・保全、展望景観に対する阻害要因を抑制・制御し、望ましい展望景観を創出する。</li> </ul>  |  |   |   |   |

※34 の展望地点のうち 8 箇所は構成資産内、26 箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべて OUV の保全に必要な要素である